

公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成事業実施細則

平成13年3月8日設定

改正 平成14年5月13日

改正 平成18年4月13日

改正 平成21年3月13日

改正 平成22年11月26日

改正 平成26年11月12日

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請等の手続き)

第2条 交付要綱第18条に規定する細則で定める申請書類等の提出手続きについては、次の各号によるものとする。

- (1) 助成を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、別表の地域においては、交付要綱第7条による助成事業実施計画申請書（以下「申請書」という。）正副各1通を当該馬主協会に提出し、馬主協会は、外部有識者等を構成に入れた推薦委員会を開催し、意見を付して正本1通を毎年7月末日までに本財団に提出するものとする。
- (2) その他の地域の申請団体は、申請書正副各1通を地域に所在する県共同募金会に提出し、県共同募金会は、外部有識者等を構成に入れた推薦委員会を開催し、意見を付して正本1通を毎年7月末日までに本財団に提出するものとする。
- (3) 交付要綱第10条による助成事業実施計画変更申請書及び交付要綱第16条第3項による助成物件の（譲渡、移管又は改廃）に関する承認申請書については、原則として本財団に直接提出するものとする。
- (4) 交付要綱第11条第1項及び第3項による助成事業実施報告書並びに助成事業完了報告書については、別表の地域においては馬主協会を経由するものとし、その他の地域においては原則として本財団に直接提出するものとする。

(公益事業等に係る申請手続き)

第3条 都道府県の区域を越えて行われる公益事業等に係る申請書については、申請団体が本財団に直接提出するものとする。

(通知文書の送付手続き)

第4条 交付要綱第9条により本財団が申請団体に通知する文書については、原則として馬主協会又は県共同募金会を経由するものとする。

2 前項に該当しない本財団の通知文書については、原則として直接申請団体に送付するものとする。

(助成事業事務費)

第5条 本財団は、馬主協会及び共同募金会に対し、財団の助成事業の事務処理に直接必要となる費用について負担することができるものとする。

(計画変更)

第6条 交付要綱第10条に規定する細則で定めるものの変更は、当該事業をその目的・用途等が申請時と異なるものへ変更する場合とする。

2 事業の計画に変更があった場合は、前項に該当する変更、該当しない変更にかかわらず、助成事業実施報告書を提出する時に助成事業計画変更報告書を添付するものとする。

(助成金額の減額)

第7条 交付要綱第9条第3項に規定する細則で定める助成金額の減額は、次の各号によるものとする。

(1) 当初の助成金額÷当初の事業費総額＝助成率(小数点第4位以下切捨て)

(2) 減少した事業費総額×助成率＝助成金額(1万円未満切上げ)

(申請書等の様式)

第8条 交付要綱及びこの細則に定める申請書等の様式は、別紙様式1から様式11のとおりとする。

附 則 (平成13年3月8日理事長達第8号)

この細則は、平成13年3月8日から施行し、平成13事業年度の事業から適用する。

附 則 (平成14年5月13日理事長達第3号)

この細則は、平成14年5月13日から施行し、平成14事業年度の事業から適用する。

附 則 (平成18年4月13日理事長達第4号)

この細則は、平成18年4月13日から施行し、平成18事業年度の事業から

適用する。

附 則 （平成 21 年 3 月 13 日理事長達第 2 号）

この細則は、平成 21 年 3 月 13 日から施行し、平成 21 事業年度の事業から適用する。

附 則 （平成 22 年 11 月 26 日理事長達第 8 号）

この細則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行し、平成 23 事業年度の事業から適用する。

附 則 （平成 26 年 11 月 12 日理事長達第 6 号）

この細則は、平成 26 年 11 月 12 日から施行する。

別 表

地域	名称
北 海 道	一般社団法人 札幌馬主協会 一般社団法人 函館馬主協会
福 島 県	一般社団法人 福島馬主協会
新 潟 県	一般社団法人 新潟馬主協会
千 葉 県	一般社団法人 中山馬主協会
東 京 都	一般社団法人 東京馬主協会
愛 知 県	一般社団法人 中京馬主協会
京都府・大阪府	一般社団法人 京都馬主協会
兵庫県・大阪府	一般社団法人 阪神馬主協会
福 岡 県	一般社団法人 九州馬主協会